

1. 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令関係

当院は保険医療機関の指定を受けています。

2. 療養担当規則等に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項

(1) 入院基本料に関する事項

南ヶ丘病院 看護基準

2025年4月1日

病棟	定床	一日平均 入院患者数	入院料等	勤務職員数	勤務時間配置数	
					朝8時45分~16時45分まで	夕方16時45分~8時45分まで
1病棟	48	41	精神科救急急性期医療入院料 2交代制（夜勤体制 看護師3人の場合）	1日に13人以上の看護師が勤務しています。	看護師1人当たりの受け持数は6人以内です。	看護師1人当たりの受け持数は14人以内です。
2病棟	42	34	精神科棟15対1入院基本料 2交代制（夜勤体制 看護職員2人の場合）	1日に7人以上の看護職員(看護師及び准看護師)と4人以上の看護補助者が勤務しています。 (看護職員の最小必要数の7割以上が看護師)	看護職員1人当たりの受け持数は12人以内です。 看護補助者1人当たりの受け持数は9人以内です。	看護職員1人当たりの受け持数は17人以内です。
新1病棟	54	52	認知症治療病棟入院料(1) 2交代制（夜勤体制 看護職員2人 看護補助者1人の場合）	1日に8人以上の看護職員(看護師及び准看護師)と7人以上の看護補助者が勤務しています。 (看護職員の最小必要数の2割以上が看護師)	看護職員1人当たりの受け持数は13人以内です。 看護補助者1人当たりの受け持数は11人以内です。	看護職員1人当たりの受け持数は26人以内です。 看護補助者1人当たりの受け持数は52人以内です。
新2病棟	56	54	精神療養病棟入院料 2交代制（夜勤体制 看護職員2人の場合）	1日に6人以上の看護職員(看護師及び准看護師)と5人以上の看護補助者が勤務しています。 (看護職員の最小必要数の2割以上が看護師)	看護職員1人当たりの受け持数は27人以内です。 看護補助者1人当たりの受け持数は11人以内です。	看護職員1人当たりの受け持数は27人以内です。
新3病棟	56	55	精神療養病棟入院料 2交代制（夜勤体制 看護職員2人の場合）	1日に6人以上の看護職員(看護師及び准看護師)と5人以上の看護補助者が勤務しています。 (看護職員の最小必要数の2割以上が看護師)	看護職員1人当たりの受け持数は28人以内です。 看護補助者1人当たりの受け持数は11人以内です。	看護職員1人当たりの受け持数は28人以内です。
内科病棟	64	45	療養病棟入院料 (1) 2交代制（夜勤体制 看護職員2人 看護補助者1人の場合）	1日に7人以上の看護職員(看護師及び准看護師)と7人以上の看護補助者が勤務しています。 (看護職員の最小必要数の2割以上が看護師)	看護職員1人当たりの受け持数は15人以内です。 看護補助者1人当たりの受け持数は9人以内です。	看護職員1人当たりの受け持数は23人以内です。 看護補助者1人当たりの受け持数は45人以内です。

3. 地方厚生局長等へ届け出た全ての届出医療

当院は、厚生労働大臣が定める以下の施設基準に適合し、九州厚生局長に届出を行って診療を行っています。

施設基準一覧		
入院基本料	注2認知症夜間対応加算	特掲診療料
精神科救急急性期医療入院料1(48床)	重症者加算1(精神病棟入院基本料)	ニコチン依存管理料
精神病棟入院基本料(15対1)42床	療養病棟療養環境加算1	薬剤管理指導料
認知症治療病棟入院料1(54床)	診療録管理体制加算3	CT及びMRI撮影
精神療養病棟入院料(2病棟112床)	精神科応急入院施設管理体制加算	経頭蓋磁気刺激療法
療養病棟入院料1(64床)	精神科身体合併症加算	精神科作業療法
入院基本料等加算	後発医薬品使用体制加算1	精神科デイ・ケア(小規模なもの)
精神科救急医療体制加算2	抗精神病特定薬剤治療指導管理料	精神科ショート・ケア(小規模なもの)
精神科急性期医師配置加算1	医療保護入院等診療料	外来在宅ベースアップ評価料1
注4看護職員夜間配置加算(精救)	データ提出加算1及び3	入院ベースアップ評価料15
救急医療管理加算(精神病棟入院基本料)	精神科入退院支援加算	
看護配置加算(精神病棟入院基本料)	療養生活継続支援加算	
看護補助加算1(精神病棟入院基本料)		

・入院時食事療養(I)

当院は入院時食事療養費I及び入院時生活療養費Iの届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時

(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。

令和7年4月1日から食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額が変更になります。

今般の食材料費や光熱費等の高騰の影響により、入院時の食費が改正されました。

令和7年4月1日から食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものについて以下のとおり引き上げられます。

変更点

食事療養標準負担額の変更点

入院したとき医療費とは別に食費を自己負担する必要があり、その負担額が1食あたり約20円程度引き上げられます。

対象者	標準負担額	
	令和7年3月31日以前	令和7年4月1日以降
① 一般	1食 490円	1食 510円
② ③④に該当しない指定難病・小児慢性特定疾病者	1食 280円	1食 300円

③ 低所得者 II(非課税世帯)	直近1年間の 入院90日以下	1食 230 円	1食 240 円
	直近1年間の 入院91日超	1食 180 円	1食 190 円
④ 低所得者 I (70歳以上の非課税世帯、年金等収入 80 万円以下)		1食 110 円	1食 110 円

生活療養標準負担額の変更点

生活療養標準負担額とは、65歳以上の方が療養病床に入院したときに係る食費や居住費などです。食費に係る負担額が1食あたり約200円程度引き上げられます。居住費に変更はありません。

対象者		標準負担額	
		令和7年3月31日以前	令和7年4月1日以降
一般	入院時生活療養 I を算定する 保険医療機関※1に入院している方	食 費 1食 490 円	食 費 1食 510 円
		居住費 1日 370 円	変更なし
	入院時生活療養 II を算定する 保険医療機関※2に入院している方	食 費 1食 450 円	食 費 1食 470 円
		居住費 1日 370 円	変更なし

症状の程度が 重篤な者等以外	低所得者Ⅱ (非課税世帯)	食費 1食 230 円	食費 1食 240 円
		居住費 1日 370 円	変更なし
	低所得者Ⅰ (70歳以上非課税世帯・年金等収入80万円以下)	食費 1食 140 円	変更なし
		居住費 1日 370 円	変更なし
症状の程度が 重篤な者	一般(低所得者以外)	食費 1食 490 円	食費 1食 510 円
		居住費 1日 370 円	変更なし
	低所得者Ⅱ 直近1年間の入院90日以下	食費 1食 230 円	食費 1食 240 円
		居住費 1日 370 円	変更なし

	低所得者Ⅰ	食費 1食 110円	変更なし
		居住費 1日 370円	変更なし
難病の患者	以下に当てはまらない者	食費 1食 280円	食費 1食 300円
		居住費 1日 0円	変更なし
	低所得者Ⅱ 直近1年間の入院90日以下	食費 1食 230円	食費 1食 240円
		居住費 1日 0円	変更なし
	低所得者Ⅱ 直近1年間の入院90日超	食費 1食 180円	食費 1食 190円
		居住費 1日 0円	変更なし
	低所得者Ⅰ	食費 1食 110円	変更なし
		居住費 1日 0円	変更なし

4. 明細書の発行状況に関する事項

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成 22 年 4 月 1 日より領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。発行を希望される方は、会計窓口にてその旨をお申し付けください。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成 30 年 4 月 1 日より、明細書を無料で発行することといたしました。この明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されております。その点をご理解いただき、ご家族様が代理で会計を行う場合の代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

明細書の内容には個人情報が含まれております。病院側としまして、細心の注意を致しますが、患者様にもお取扱いには十分ご注意ください。よろしくご留意申し上げます。

お問合せ先 南ヶ丘病院 会計窓口 (TEL:093-571-6081)

5. 基本診療料の施設基準が定める掲示事項

オンライン資格確認について

当院は、2024年6月1日よりオンライン資格確認を行う体制を有しており、医療情報取得加算の算定医療機関です。

診療情報を取得・活用する事で、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願い致します。

マイナンバーカードをお持ちの方は、受付窓口にある専用端末を利用する事により保険の資格確認が出来ます。

医療情報取得加算について

当院は、診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関です。

国が定めた診療報酬算定要件に従い、下表のとおり診療報酬点数を算定いたします。

初・再診	算定内容	点数
初診時 (月に1回)	・保険証を利用した場合 ・マイナ保険証を利用した場合でも情報提供に同意しない場合	3点
	・マイナ保険証を利用し情報提供に同意した場合 ・他の医療機関から診療情報の提供を受けた場合	1点

再診時 (3ヶ月に1回)	・保険証を利用した場合 ・マイナ保険証を利用した場合でも情報提供に同意しない場合	2点
	・マイナ保険証を利用し情報提供に同意した場合 ・他の医療機関から診療情報の提供を受けた場合	1点

※正確な情報を取得・活用する為、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用に御協力をお願いいたします。

後発医薬品使用体制加算について

患者さまへのお願い

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。当院では、医薬品の供給不足等が発生した場合に、治療計画等の見直し等、適切な対応ができる体制を整備しております。なお、状況によっては、患者さんへ投与する薬剤が変更となる可能性がございます。変更にあたって、ご不明な点やご心配なことなどがありましたら当院職員までご相談ください。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

南ヶ丘病院

6. 保険外負担に関するもの

保険外負担についてのお知らせ

当院では、下記の項目について利用回数およびその利用に応じた実費のご負担をお願いしています。

●入院管理公益費 1日 78円

*ただし、1ヶ月の上限は、2,340円

内 訳 ① 入院患者さまの預かり金管理代金

●紙おむつ代金 パンツタイプ 1枚 91円 ~ 138円

テープ止めタイプ 1枚 122円 ~ 159円

尿取りパット 1枚 18円 ~ 42円

*サイズ、吸収量等で1枚あたりの単価が違います

●洗濯代金（業者委託、数量無制限） 1回 700円

*ただし、1ヶ月の上限は、2,090円

●理髪代金 カット 1,000円~1,200円

毛染め 3,700円

パーマ 4,600円

●その他

公的保険給付とは関係のない文書の発行料金やインフルエンザ等の予防接種料金等が患者さまの負担になります。

上記金額は、消費税込み(10%)の金額です

各種文書料について

証明書	1,100 円
医 証	2,200 円
診断書	2,200 円
診断書(年金・生命保険関係)	7,700 円
死亡診断書	4,400 円
その他特殊な診断書	7,700 円
通院医療費公費負担申請書	3,300 円
通院医療費公費負担申請書(手帳)	6,600 円

上記の金額は消費税込(10%)の金額です。

7. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束の最小化についてのお知らせ

当院では、入院の際に医師を初めとする多職種が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に書面によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束の最小化についての基準を満たしております。